

## 自転車乗用違反と高齢者の交通事故防止の徹底

狭い道路からの飛び出しや歩道上のスピード走行などの自転車運転で、危険を感じたことが多々あります。自転車が起因となる交通事故が多発していることから、悪質な自転車運転者には懲役または罰金が科せられることになりました。

自転車利用者による酒酔い運転、信号無視、夜間無灯火などは、自転車で事故を起こすと「損害賠償」という形での責任も問われます。自転車事故により相手を死亡させ、1,000万円の損害賠償の支払いを命じられた判例もあります。

最近では、高齢者が自転車乗用中に事故にあうケースも増加しています。2004年の統計によると、交通事故死者数は7,358人で、65歳以上の高齢者は3,046人。このうち自転車乗用中の死者数は859人で65歳以上の高齢者は約6割も511人です。

自動車安全運転センターが実施した高齢者の自転車走行実験によると、

- ①自転車で走行中にブレーキをかけて停止するまでの距離は、高齢になるほど長くなる
- ②危険を察知してからブレーキをかけるまでの行動に要する時間も、高齢者の方が長くなるという結果が出ています。

交通事故をなくすためには、一人ひとりが交通ルールを守り、お互いにやさしさと思いやりの心を持って行動することが大切です。

## 違法駐車取り締まり・民間委託・放置駐車違反 即「アウト」

6月1日から道路交通法の一部が改正され、違法駐車を取り締まりが厳しくなりました。違法駐車取り締まりの改正された主な内容は、

- ①駐車禁止区域で車を止め、車から離れ直ちに運転できない状態にある場合は駐車時間の長短にかかわらず、放置駐車違反になります。
- ②運転手が反則金を支払わなければ、車の使用者に同額の放置違反金が請求さ

れます。違法駐車取り締まりの「最重点路線」や「最重点地域」などは、各署で指定しています。地元の警察署で確かめるか各都道府県警察本部のホームページなどで調べてください。

③放置違反金を納めないと車検手続きができません。未納が続けば財産の差し押さえなどにより、強制的に放置違反金などが徴収されます。

駐車監視員の取り締まり要領は、

- 1) 「最重点路線」「最重点地域」などで放置車両を発見したら
- 2) デジタルカメラで撮影し、携帯端末機に場所や日時などの状況を記録した上で、駐車違反ステッカーを車に張る

放置駐車違反のステッカーを貼られた時は、運転者が警察署や交番に出頭すれば改正前と変わらず、警察官から原則告知を受けることになります。放置駐車違反をした運転者が警察署などに出頭せず、放置駐車違反をした運転者が判明しない時は、ステッカーを張られた翌日から30日経過後に使用者の責任が追及（放置違反金納付命令）されることになります。「放置違反金」は反則金と同額です。放置違反金納付命令を受けた場合、その使用者が納付命令の原因となる違反が行われた日前6か月以内に一定回数の納付命令を受けていると、当該車両は使用制限命令を受けます。

※ 駐車監視員の任務は、放置駐車違反の確認やステッカーの取り付けです。放置違反金を徴収することはありませんので、駐車監視員を名乗る人に放置違反金を払わないでください。後日、都道府県公安委員会からの放置違反金の（仮）納付書が郵送されますので、指定の金融機関へ納付してください。